

税金・健康保険料・年金保険料が払えない… 納付が困難な場合は早期に相談を

インボイスの実施と止まらぬ物価上昇などによって、小規模・個人事業者の営業と暮らしが厳しさを増しています。売上が減少している事業者も多く、所得税、消費税、県市民税などの税金や健康保険料、年金保険料などの社会保険料を「払いたくても払えない」状態に追い込まれ、やむなく滞納している事業者も少なくありません。

多くの小規模・個人事業者が苦しんでいる中、営業と暮らしの実態を無視した強権的な徴収（滞納処分）が全国で相次いでいます。

【滞納処分の流れ】

- ① 未納のまま納付期限を超過（期限を迎える前に相談を！）
- ② 督促状が届く（放置は厳禁！）
- ③ 督促状発送日から数えて10日以内に完納されない場合、財産調査
- ④ 差し押さえ
- ⑤ 換価（差し押さえた財産を現金化すること。現金、債権は換価不要）
- ⑥ 配当（差し押さえた現金、債権や公売によって得た現金を、滞納している税金の徴収に充てる）

全商連には滞納や差し押さえに関する多くの相談が寄せられています。その内容は次の2つに大別されます。

・ 分納を約束し、きちんと納めているにもかかわらず、「全額を一括で納めよ」と迫られるケース。担当者が替わった際に見られることがあります。

・ 差し押さえの解除や滞納分の分納を願っているが、「一括納付しか受け付けていない」などとして相談に応じないケース。

「2、3回ならば分納に応じる」とする対応も見られます。

長岡民商にも会内外から相談が寄せら

れています。督促状を放置しているケースも見られますが、これは厳禁です。相談対応の際には左記「換価の猶予」を説明し、問題の解決に努力しています。

【換価の猶予とは（概要）】

- ① 業績不振等の資金難により、分納を求める際に活用できます。全ての滞納者が活用を検討すべき法定の分納制度です。
- ② 「納税についての誠実な意思」と猶予期間（通常1年間。最長で6年とも）内に滞納分及び以降発生する分を完納することが求められます。
- ③ 督促状発送後の滞納を前提にした分納制度ですが、督促前でも利用可能です。
- ④ 猶予期間の延滞税の2分の1が免除されます。

ただし、「換価の猶予」の活用には注意も必要です。特に右記②について、猶予期間内に滞納分と以降発生する分を納付できなかった場合は、滞納分を一括で即時納付するよう迫られます。これも納付できなかったら、売却金や預金、財産を差し押さえられてしまいます。よって、綿密な納付計画を立て、これを実行していく必要があります。

もし税金や社会保険料が納められなくなったら、早期に民商の仲間に相談しましょう。また、苦しんでいるお知り合いや業者仲間がいたら、「民商に入って相談しよう」とぜひ声をかけてください。

連休前後の商工新聞・事務所のお休み

① 5月連休前後の商工新聞配達について

5月5日号↓休刊

5月12日号↓4月30日（水）到着、配達開始

※地域により5月7日（水）以降の配達となる場合があります。

② 事務所のお休み・事務局不在日については左記のようになります。よろしく願います。

4月26日（土）、27日（日）、29日（火・祝）

5月1日（木）メーデー、3日（土）～6日（火・祝）



長岡版

—発行編集—

長岡民主商工会

長岡市中沢167-1

☎ 33-5948

2025年
4月28日

第2236号

インボイス制度は廃止を
消費税は5%に減税を
大軍拡・大増税をやめよ
税務相談停止命令制度は
廃止を